

～ 受診者の権利と責務 ～

◎ 受診者の権利

- 1 受診者の皆様は、良質な検（健）診・検査を公平に受ける権利があります。
- 2 受診者の皆様は、検（健）診内容について、十分な説明を受けた上で、検（健）診機関を選ぶ権利と自ら検査を選択 あるいは拒否する権利があります。
- 3 受診者の皆様は、自分で受けている検（健）診・検査について、質問し、知る権利があります。
- 4 受診者の皆様は、ご自身の検査結果等の個人情報やプライバシーが守られる権利があります。
- 5 受診者の皆様は、個人として人格を尊重される権利があります。

◎ 受診者の責務

- 1 受診者の皆様は、健康状態について、正確な情報を提供する責務があります。
- 2 受診者の皆様は、適切な受診のために、指示やルールを守る責務があります。
- 3 受診者の皆様は、他の受診者に配慮し、マナーを守る責務があります。

令和8年4月1日
公益財団法人北海道対がん協会
会長 加藤 元嗣